

工事における現場環境改善費の積算要領

農地整備課

1 目的

本要領は、公共事業の円滑な執行を図るべく、地域との連携の下に行う工事の現場環境改善費の算定について、必要な事項を定めることにより、当該工事の適正な積算に資することを目的とする。

2 対象となる現場環境改善費

別表のとおり

3 適用範囲

周辺住民の生活環境への配慮、一般住民への建設事業の広報活動、農家との調整及び現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、設計金額が1,000万円以上となる屋外工事を対象とする。ただし、施設機械工事（電気通信設備工事、鋼橋架設工事は除く）、建築工事及び実施が困難又は効果が期待できない工事については、対象外とすることができる。

4 積算方法

(1) 基本的な考え方

ア 現場環境改善に要する費用は、原則として当初設計から計上するものとする。
また、標準的な実施内容を契約図書に明示するものとする。

イ 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率による計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする（別紙1参照）。

ウ 費用が巨額となるなど、現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものは、実施内容を設計図書に明示するとともに、その費用を「物価資料」又は見積りを参考に適切に計上するものとする。

(2) 積算方法

ア 算出方法は、次のとおりとする。

算出式

$$K=i \cdot P_i+\alpha$$

ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000円未満切捨て）

I：現場環境改善費率（単位：％、小数点第3位四捨五入2位止め）

Pi：対象額（単位：円、直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費
＋官貸額）

α ：積上げ計上分（単位：円、1,000円未満切捨て）

対象額：Pi（円）		現場環境改善費率：i（％）
直接工事費 （処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	5億円以下の場合	$i=392.8 \cdot Pi^{-0.3520}$
	5億円を超える場合	0.34

イ 率に含まれるものは、別表の内容のうち、計上項目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつの合計4つの内容を基本とした費用である。また、選択に当たっては、地域の状況・工事内容により、組合せ、実施費目数及び実施内容を変更してもよい。

ウ 積上げ計上分（ α ）に現場環境改善費率で計上することが適当でないとは判断されるものの費用である。

エ 現場環境改善費率は現場環境改善費の各項目を1本化した全体での率である。

オ 現場環境改善に要する費用の対象額は、5億円を限度とする。

5 設計変更

(1) 条件明示（積上げ計上分）がなされているもので、内容に変更が生じた場合は発注者と協議するものとする。

(2) 当初設計で未計上であった場合も、必要性が認められると判断される場合は、変更設計において計上できるものとする。

(3) 男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下「快適トイレ」という。）の整備については、変更契約において必要な費用を計上できるものとする。

なお、「快適トイレ」設置の取扱いは、別紙2のとおりとする。

(4) 熱中症対策・防寒対策に関する施設及び設備について、リース品の場合は、当該

工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上し、購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。設置期間分の減価償却費については、国税庁が定める「主な減価償却資産の耐用年数表」を参考に算出することとし、設備の種類及び規模並びに設置期間については、受発注者協議の上、決定するものとする。

6 適用

本通知は、令和8年5月1日以降に起工起案する工事から適用する。

【別表】

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①昇降設備の充実 ②環境負荷の低減 ③ICT設備の充実 ④作業負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室、快適トイレの設置を含む） ②労働者宿舍の快適化 ③現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室含む） ④衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設の充実 ②盗難防止対策 ③健康関連施設の充実 ④野生生物・害虫対策等
地域連携	①広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） ②見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） ③社会貢献・地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費含む） ④現場景観向上（美装化・デザイン看板等）